

平成27年度 第4回栃木県公共事業評価委員会

日時：平成27年11月6日(金)14：30～

場所：栃木県庁本館6階 大会議室2

次 第

1 開 会

《議 題》

(審議案件)

2 栃木県県土整備部所管事業の事前評価について . . .【資料1】

(1) 道路事業

ア 主要地方道 川俣温泉川治線 (県事業) . . .【資料2】

3 閉 会

事前評価を実施する栃木県県土整備部所管事業の一覧表

No	事業区分	事業主体	路河川名等	箇所名	総事業費 (億円)	事業予定期間	備考
1	道路	栃木県	主要地方道 川俣温泉川治線	日光市 若間	41	H28～H39	審議

平成27年度 第4回 公共事業評価委員会資料

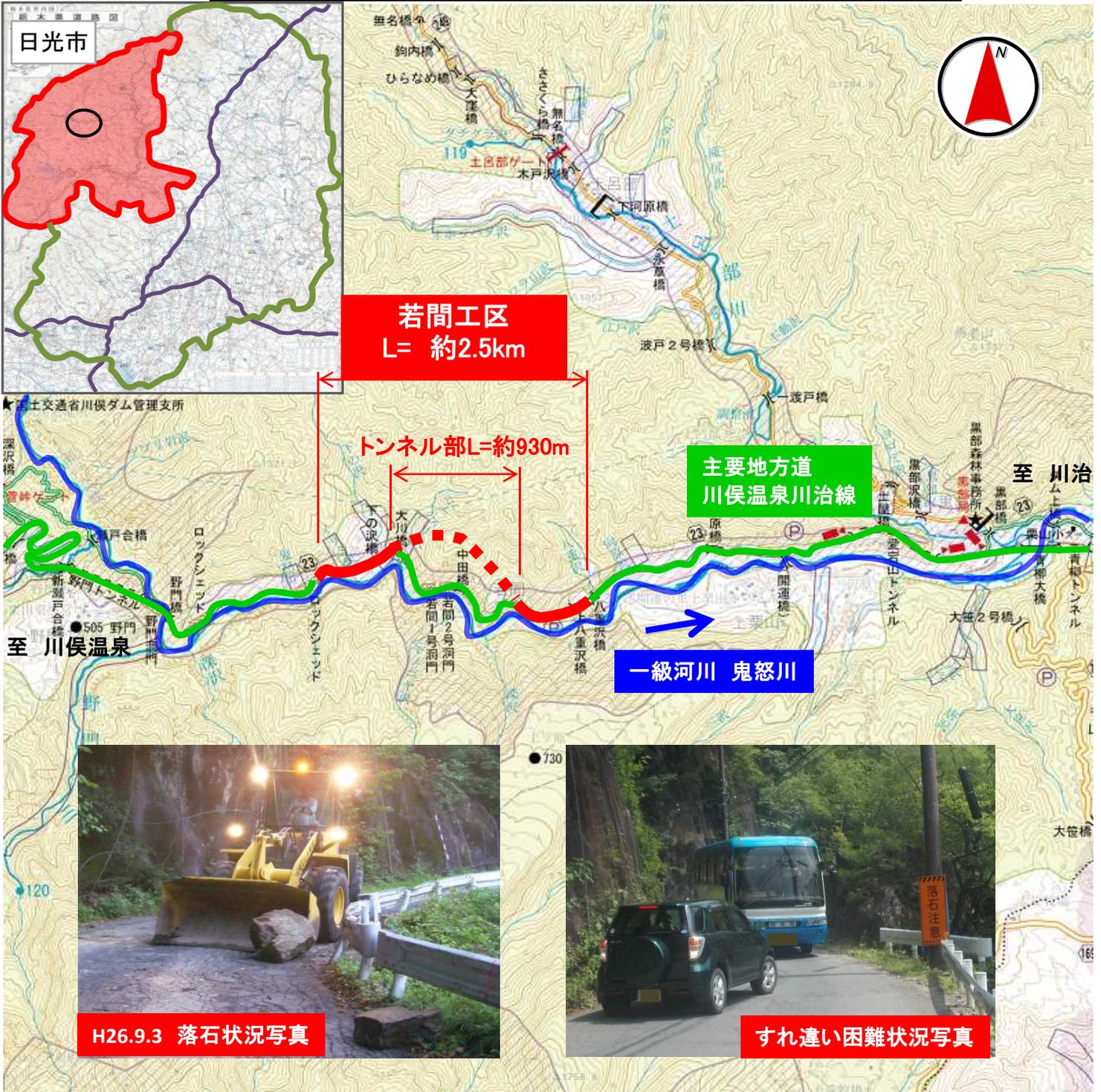
主要地方道 川俣温泉川治線 若間工区

- ・自己評価書及び事業概要図 p.1~2
- ・パブリック・コメントの概要 p.3
- ・パブリック・コメントの実施案内 p.4
- ・提出意見とそれに対する県の考え方 p.5

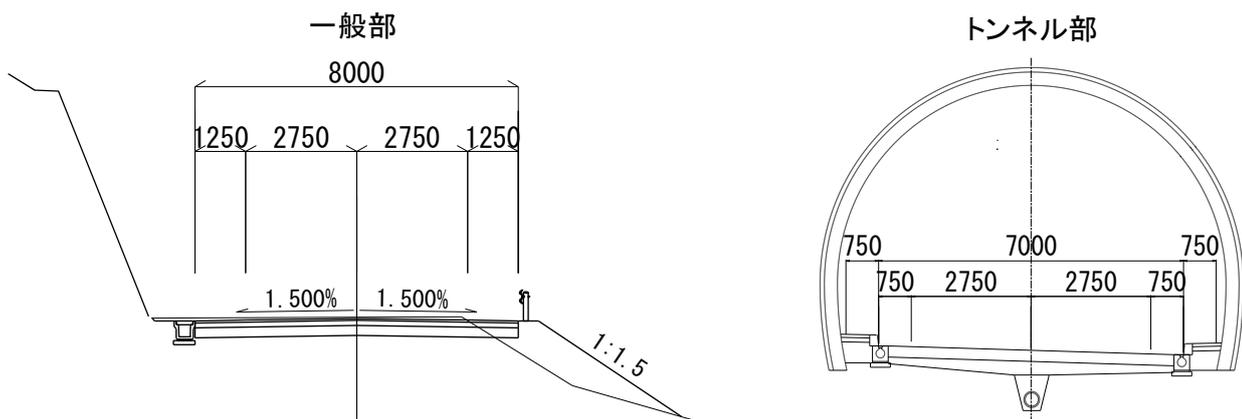
事業の概要				
事業名	主要地方道 <small>かわまたんせんがわじ</small> 川俣温泉川治線 若間工区整備事業		事業主体	栃木県
事業箇所	若間工区 日光市若間			
事業の目的、事業発案の経緯・背景				
<p>本路線は日光市川俣温泉と川治地区の国道121号を結ぶ幹線道路であり、地域住民にとっては唯一の生活道路であるばかりでなく、奥鬼怒温泉郷などへの観光道路としても利用されている。</p> <p>しかしながら、山間部の急峻な地形上に位置する本工区には、落石等の防災危険箇所（法面等を点検調査した結果、道路への落石等が発生する恐れのあるとした箇所）が多数存在し、過去には土砂崩れにより工区西側の集落が孤立化する事態が発生している。さらに、現道は幅員が狭隘で屈曲箇所が多いことから、車両同士のすれ違いに支障をきたしている。</p> <p>そこで、通行止めによる孤立化の防止と、車両の円滑な通行を確保するため本事業を行うものである。</p>				
事業内容				
【計画の基本スタンス】				
<ul style="list-style-type: none"> ・現道拡幅の場合、急峻な地形の拡幅、および、防災危険箇所対策のための法面工事等に多額の費用を要する。 ・現道拡幅では、防災危険箇所範囲外の落石等に対する危険性を完全に解消することができない。 ・本工区は日光国立公園特別地域内にあり、地形改変による自然環境や景観への影響を小さくすることが必要である。 <p>以上により、屈曲して狭隘著しい大川築から若間集落までの区間についてはトンネルによる整備、その他の区間については現道の拡幅を基本とした整備を行うこととする。</p>				
<ul style="list-style-type: none"> ・総延長：約2,500m ・道路区分：第3種第4級 ・標準幅員：8.0m（一般部） 7.0m（トンネル部） ・車線数：2車線 ・計画交通量：1,000台/日（平成42年） ・主要構造物：トンネル（延長 L=約930m） 				
事業予定期間	平成28年度～平成39年度 用地調査：平成28年度～ 用地取得：平成29年度～平成36年度 工事实施：平成30年度～平成39年度	事業見込額及び内訳	総事業費 約41億円 事業費内訳 測量設計費：約 2.0億円 用地補償費：約 0.5億円 工事費：約 38.5億円 財源内訳 国費：55% 県費：45%	
事業概要図				
別紙記載				
県計画への位置付け				
<p>本路線は、「栃木県広域道路網マスタープラン」において、広域道路に位置付けられている。また、「人にやさしい県土60分構想」の基本施策に基づき、地域の生活を支え、観光周遊性の向上に寄与する道路づくりを目指す。</p>				
他計画・他事業との関連				
なし				

事業の評価		
評 価 の 視 点	1. 事業の必要性	地域住民の生活道路の確保、及び、観光産業支援のためには、以下の理由により、早急な整備が必要である。 ・落石等の防災危険箇所が多数存在 防災危険箇所 28箇所 落石履歴 H17～H26：9回（うち、一般車の被災1件） 通行止め履歴 H24年：1回（土砂崩れ） ・現道は狭隘ですれ違い困難である 最小幅員 3.3m 交通事故発生件数 H16～H25：3件（H19：1件，H21：2件） 冬季のスリップ事故2件、自損事故10件（H26.4.1～H27.7.15現在） ・道路が屈曲し、見通しも悪いため、走行性が非常に悪い 急カーブ箇所 22箇所（現道の最小曲線半径11m）
	2. 事業の適時性（今事業に着手する理由等）	・本路線では、これまでに防災上、緊急性の高い場所から順に整備を進めてきたところであり、現在事業中の愛宕山工区の完了の見通しがたったことから、本工区の整備に着手するものである。
	3. 事業の適地性	・本工区の整備手法として、現地の地形条件を考慮した経済性、防災危険箇所範囲外での落石に対する危険性、地形改変による影響、沿道の利便性等の観点から総合的に判断し、屈曲して狭隘著しい中間部の区間についてはトンネルによる整備とし、その他の区間については現道の拡幅を基本とした整備を行う。
	4. 事業手法の適切性（県が事業主体となる理由等）	・主要地方道川俣温泉川治線の道路管理者である県が事業を実施する。
	5. 事業により予想される効果及び影響	経済効果（費用対効果） ・費用便益比(B/C) 1.1 ・総便益(B) 30.9億円 供用後50年間の効果を金銭に換算し現在価値化したもので、走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少、災害解消、迂回・孤立解消効果等の合計。 ・費用(C) 29.3億円 総事業費を現在価値化したものと、供用後50年間の維持管理費を現在価値化したものの合計。『事業の概要』の「事業見込額及び内訳」とは異なる。 安全性の向上 ・狭隘な幅員が拡幅されることで、車両同士のすれ違いが容易になる。 ・落石等の防災危険箇所を回避することで、安全な通行を確保できる。 トンネルにより20箇所回避 現道拡幅部 対策予定4箇所、継続監視4箇所 走行性の向上 ・道路の屈曲箇所が改善され、見通しが良くなり、走行性が向上する。 急カーブ箇所22箇所が解消 観光寄与 ・川俣温泉への唯一のアクセス道路であり、安全性・走行性の向上に伴う副次的な効果として、観光への寄与が期待される。
	6. 事業コスト縮減等の可能性	トンネルのルートについては、経済性、沿道の利便性等を考慮して、最適なルートを選定した。また、実施計画を進める中で新技術を積極的に活用し工事コストの一層の縮減を図るとともに、ライフサイクルコストに留意して、総コストの縮減に努める。さらに、トンネルの掘削残土を工区内の盛土区間に流用するため、ストックヤードの確保に努める。
事業の対応方針(案)		本事業については、平成28年度より着手する。

(主)川俣温泉川治線 日光市 若間工区 位置図



<標準横断面図>



パブリック・コメントの概要

栃木県公共事業評価実施要領第4の2に基づき、公共事業事前評価（自己評価書）に対するパブリック・コメントを実施し、県民からの意見を聴取しました。

1. 実施について

- (1) 事業名：主要地方道川俣温泉川治線 若間工区整備事業
- (2) 実施機関：栃木県（県土整備部 道路整備課）
- (3) 実施期間：平成27年8月21日（金）から平成27年9月20日（日）
- (4) 閲覧資料：自己評価書及び事業概要図
- (5) 閲覧方法：
 - ①栃木県ホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h04/kouhou/wakama-ikenbosyuu.html>)
 - ②文書閲覧
 - i 県民プラザ（栃木県庁舎本館2階）
 - ii 上都賀県民相談室（上都賀庁舎1階）
 - iii 芳賀県民相談室（芳賀庁舎1階）
 - iv 下都賀県民相談室（下都賀庁舎1階）
 - v 小山県民相談室（小山庁舎1階）
 - vi 塩谷県民相談室（塩谷庁舎1階）
 - vii 那須県民相談室（那須庁舎1階）
 - viii 南那須県民相談室（南那須庁舎1階）
 - ix 安蘇県民相談室（安蘇庁舎1階）
 - x 足利県民相談室（足利庁舎1階）
 - x i 日光土木事務所（企画調査部）
- (6) その他、記者クラブへの資料提供（平成27年8月20日）

2. 結果について

提出件数：延べ13件、計6名（意見者の居住地：日光市6名）

提出方法：ファックス6件

3. 県民意見の取扱いについて

提出された意見（要旨）は、今回の公共事業評価委員会の審議を経た後、「事業に対する県の対応方針」、「提出された意見（要旨）に対する県の考え方」及び「自己評価書」と併せて公表します。

主要地方道川俣温泉川治線若間工区整備事業 に対するパブリック・コメント（県民意見の募集）の 実施について

栃木県では、県民生活に与える影響が特に大きい公共事業において、事業の効率性及びその政策決定過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の計画段階において、あらかじめ県民の皆さんから幅広くご意見を聞きながら、事業推進の必要性や妥当性を検討していくこととしています。

今回、新たに着手しようとしている下記の事業について、これまでの県の検討概要を取りまとめた自己評価書を下記のとおり公表しますので、県民の皆さんの御意見をお寄せください。

お寄せいただいた御意見は、十分に考慮の上計画に反映するとともに、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する県の考え方を公表いたします。

公表の際には、意見の内容のみを公表します。住所・氏名などの個人に関する情報は、公表しないことはもとより、他の目的で使用することはありません。

なお、個々の御意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。

1 公表する資料

- (1) 主要地方道川俣温泉川治線 若間工区整備事業（自己評価書、位置図等）

2 資料の閲覧方法

- (1) ホームページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/h04/kouhou/wakama-ikenbosyuu.html>

- (2) 文書閲覧

・県民プラザ	宇都宮市塙田1-1-20（栃木県庁舎本館2階）	電話	028-623-3766
・上都賀県民相談室	鹿沼市今宮町1664-1（上都賀庁舎1階）	電話	0289-64-9419
・芳賀県民相談室	真岡市荒町5197（芳賀庁舎1階）	電話	0285-82-5888
・下都賀県民相談室	栃木市神田町6-6（下都賀庁舎1階）	電話	0282-24-5665
・小山県民相談室	小山市犬塚3-1-1（小山庁舎1階）	電話	0285-22-9164
・塩谷県民相談室	矢板市鹿島町20-22（塩谷庁舎1階）	電話	0287-43-2142
・那須県民相談室	大田原市中央1-9-9（那須庁舎1階）	電話	0287-23-1555
・南那須県民相談室	那須烏山市中央1-6-92（南那須庁舎1階）	電話	0287-83-1555
・安蘇県民相談室	佐野市堀米町607（安蘇庁舎1階）	電話	0283-24-2603
・足利県民相談室	足利市伊勢町4-19（足利庁舎1階）	電話	0284-42-9700
・日光土木事務所	企画調査部 日光市萩垣面2390-7	電話	0288-53-1212

3 意見の募集期間

平成27年8月21日（金）から平成27年9月20日（日）必着

4 意見の提出先及び問合せ先、提出方法

- (1) 提出先及び問合せ先 宇都宮市塙田1-1-20（栃木県庁舎本館13階）
栃木県県土整備部道路整備課構造物担当
電話 028-623-2414

- (2) 提出方法

次のいずれかの方法により日本語で提出してください。様式は任意ですが、住所、氏名、電話番号を記載してください。県外居住の方は、県内の通勤、通学先の所在市町村名も併せて記載してください。

- ・郵送 〒320-8501（住所不要）
栃木県県土整備部道路整備課
- ・ファックス 028-623-2417
- ・電子メール doro-seibi@pref.tochigi.lg.jp

自己評価書に対する県民意見の要旨及び県の考え方<（主）川俣温泉川治線 若間工区整備事業>

主要地方道川俣温泉川治線 若間工区整備事業の自己評価書に対する意見募集を行った結果、6名の方から延べ13件のご意見を提出して頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

なお、類似の意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

項目		意見の要旨	意見に対する県の考え方
事業の推進		事業を進めてほしい。（5名）	地元関係者の皆様に御協力をいただきながら、早期供用に向けて努めていきます。
計画策定	掘削残土の活用	トンネルの掘削残土については、現場付近の盛土に活用してほしい。（1名）	掘削残土は、コスト縮減のため、できるだけ工区近辺で活用する予定であり、具体的には、今後、関係者と協議していきます。
	現道の補修	現道の石積みが工事車両の影響で崩れる可能性があると思うので、補修してほしい。（1名）	必要性が生じた場合は、修補していきます。
	旧道の利用	旧道となる部分は、回り道や災害時の避難等に活用できるようにしてほしい。（1名）	現在、旧道を日光市に移管する方向で市と協議を進めておりますので、御意見の主旨を伝えていきます。

なお、上記のほか、次のような御意見がありましたので、今後の参考とさせていただきます。

項目	意見の要旨
関連事業	川俣温泉川治線について、川俣温泉地区から若間地区の間の狭い箇所等も整備してほしい。（4名）
	栗山地区においては、災害時にも迂回ができるように、林道も含めた周回ルートを整備してほしい。（1名）